

阿久根市告示第92号

阿久根市再造林支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年6月30日

阿久根市長 西 平 良 将

阿久根市再造林支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林の伐採後の再造林を促進し森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため、再造林に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において阿久根市再造林支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、阿久根市補助金等交付規則（平成19年阿久根市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する市内の森林を対象とする森林経営計画の認定を受けた者であって、私有林において県の要綱に定める次に掲げる事業（以下「県事業」という。）の補助を受けて再造林を行ったものとする。

- (1) 森林環境保全直接支援事業
- (2) ふるさとの森生産性強化対策事業（造林）
- (3) 育ててつなぐ森林^{もり}づくり推進事業

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 人工造林（再造林に限る。）に要する経費
- (2) 下刈り（県事業による再造林に係る補助を受けた林地に対し、植栽年度から5年間に限る。）に要する経費
- (3) 鳥獣害防止施設等整備（第1号に掲げる人工造林を実施してい

る場合に限る。)に要する経費

2 補助率は、100分の90から県の補助率を差し引いて得た率とする。

3 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内の額とする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、阿久根市再造林支援事業補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 県の要綱に基づく補助金の交付決定及び交付額の確定通知書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等通知）

第5条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知は、阿久根市再造林支援事業補助金交付決定及び確定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の場合においては、補助金の交付を決定した日において補助金の請求があったものとして、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し又は返還）

第6条 規則第19条第1項の規定による補助金の交付決定の取消し又は返還は、同項に定めるもののほか、県事業の要綱に基づく補助金の交付の決定が取り消されたときに行うことができる。

2 補助金の交付決定の取消し又は返還の通知は、阿久根市再造林支援事業補助金交付決定取消通知及び補助金返還命令書（別記第3号様式）により行うものとする。

（規則の適用外）

第7条 規則第9条、第10条、第14条、第15条及び第17条の規定は、補助金について適用しないものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）阿久根市長

住 所

氏 名

阿久根市再造林支援事業補助金交付申請書兼請求書

阿久根市再造林支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記
のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 県の要綱に基づく補助金の交付決定及び交付額の確定通知書の
写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 振込先

金融機関名	
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

阿久根市長

阿久根市再造林支援事業補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のあった阿久根市再造林支援事業補助金については、下記のとおり交付額を決定し、同額を確定したので阿久根市再造林支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

交付決定額及び確定額 金 円

第 3 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

阿久根市長

阿久根市再造林支援事業補助金交付決定取消通知及び補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました阿久根市再造林支援事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、阿久根市再造林支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

また、既に交付した補助金の返還を命じます。

記

1 取消理由

2 返還額 金 円

3 返還期限